平成２３年（フ）第２２４号
愛知県岡崎市戸崎町字藤狭20番地263
破産者　服部　修之
1　期日　平成24年３月19日午後３時40分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年１月30日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成１９年（フ）第２４７７号
福岡市中央区大濠１丁目12番17―203号　ロイヤルチェリー大濠公園、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区黒門４番13号
破産者　梅村安宏こと　姜　　栄求
1　期日　平成24年４月26日午後２時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年１月25日
福岡地方裁判所第４民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第２７６号
宮崎市広島１丁目14番４号　サカエコーポ202号、開始決定時の住所宮崎市船塚１丁目15番地１
破産者　川野　正智
異議申述期間　平成24年３月23日まで
平成24年１月27日　　宮崎地方裁判所破産係

免責決定確定

平成１６年（モ）第２０号
（平成１６年（フ）第１８号）
高知県安芸市矢ノ丸３丁目１番23号
破産者　樋口　豊水
1　主文　破産者を免責する。
2　決定確定日　平成24年１月25日
高知地方裁判所安芸支部破産係

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第１号
青森県八戸市大字大久保字野馬小屋53番地１
清算株式会社　株式会社エスティエス
清算人　安井　良二
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
青森地方裁判所八戸支部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０７８号
東京都豊島区高松１丁目11番15号西池袋ＭＴビル
清算株式会社　株式会社Ｊ―Ｍｅｄｉｎｅｔ
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２４年（再）第６号
新潟県南蒲原郡田上町大字湯川2986番地
再生債務者　新栄総業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区八重洲２―８―７　福岡ビル９階　阿部・井窪・片山法律事務所　弁護士　北原　潤一
平成24年１月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第７号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
再生債務者　株式会社太平洋クラブ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内２―２―２　丸の内三井ビル　シティユーワ法律事務所　弁護士　松田　耕治
平成24年１月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第８号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
再生債務者　株式会社太平洋ゴルフサービス
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内２―２―２　丸の内三井ビル　シティユーワ法律事務所　弁護士　松田　耕治
平成24年１月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第９号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
再生債務者　株式会社太平洋アリエス
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内２―２―２　丸の内三井ビル　シティユーワ法律事務所　弁護士　松田　耕治
平成24年１月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１０号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
再生債務者　太平洋ヒルクレスト株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内２―２―２　丸の内三井ビル　シティユーワ法律事務所　弁護士　松田　耕治
平成24年１月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１１号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
再生債務者　太平洋ティ・ケー・エス株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内２―２―２　丸の内三井ビル　シティユーワ法律事務所　弁護士　松田　耕治
平成24年１月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１２号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
再生債務者　太平洋トリアス株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内２―２―２　丸の内三井ビル　シティユーワ法律事務所　弁護士　松田　耕治
平成24年１月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１３号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
再生債務者　太平洋ゴルフスクエア株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内２―２―２　丸の内三井ビル　シティユーワ法律事務所　弁護士　松田　耕治
平成24年１月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１５号
東京都台東区千束４丁目３番３号
再生債務者　唐澤　敏男
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区神田錦町２―１―８　竹橋ビル２階　みとしろ法律事務所　弁護士　山﨑雄一郎
平成24年１月24日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始及び管理命令

平成２４年（再）第４号
東京都墨田区東向島４丁目２番10号
再生債務者　医療法人社団誠和会
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
　再生債務者について管財人による管理を命ずる。
3　管財人　東京都港区新橋３丁目８番８号　リバティ８　４階・５階・８階　竹川・岡・吉野法律事務所　弁護士　岡　　伸浩
4　再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に対して債務を負担する者は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
5　再生債権の届出期間　平成24年２月21日まで
6　再生債権の一般調査期間　平成24年３月27日から平成24年４月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２０年（再）第３号
福島県耶麻郡猪苗代町字御三壇4111番地
再生債務者　株式会社五十嵐建設工業
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件再生手続を終結する。
平成24年１月26日
福島地方裁判所会津若松支部